

サイエンスリーダーズ育成事業運営業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、サイエンスリーダーズ育成事業運営業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託業務名 サイエンスリーダーズ育成事業運営業務
- （2）委託業務の内容及び経費 別添「サイエンスリーダーズ育成事業運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- （3）履行期間 契約を締結した日から令和9年3月12日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（実施計画書の提出）

第3条 乙は、この契約締結後速やかに実施計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 乙は、実施計画書の変更をしようとするときは、変更後の実施計画書を甲に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

（業務責任者）

第4条 乙は、委託業務の適切な実施を図るため、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、委託業務の実施に係る業務の管理その他の乙が必要と認めた事項についての事務を処理するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第5条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、口頭で指示等を行うことができる。
- 3 甲及び乙は、この契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（委託料）

第6条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金●●円（消費税及び地方消費税相当額●●円を含む。）を乙に支払うものとする。

(委託料の支払)

第7条 甲は、委託業務が終了し、第11条の規定による検査の結果を確認した後に、乙の請求により、委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(委託料の分割支払)

第8条 乙は、委託料の分割支払請求をしようとするときは、あらかじめ、第10条の規定に従い当該請求に係る業務の履行部分を確認できる委託業務実績報告書(別記様式。以下「報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、当該請求に係る業務の履行部分が終了し、第11条の規定による検査の結果を確認した後に、乙の請求により、委託料を支払うものとする。

3 甲は、乙の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(再委託の制限)

第9条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(実績報告等)

第10条 乙は、委託業務が終了したときは、報告書を、委託業務の終了の日から起算して10日以内又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(適合の検査及び通知)

第11条 甲は、前条の規定により、乙から報告書の提出があったときは、遅延なく当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

(委託業務の中止等)

第12条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第7条第1項及び第10条、第11条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第13条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を得なければならない。

(委託業務の報告等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の用途その他

必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

- 2 乙は、甲からの指示がある場合には、定期又は随時に打ち合わせ会議を開催しなければならない。

(著作権)

第 15 条 乙は、委託業務の実施に当たって、第三者の著作権を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトウェア等を使用するときは、あらかじめ甲と協議の上、著作権法に定められた手続を行うこと。この場合において、乙が必要な手続を行わないことにより、甲又は第三者に損害を生じさせたときは、乙は、その全ての損害賠償の責めを負うものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

- 2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用の禁止)

第 17 条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

本契約終了後又は契約を解除した場合も同様とする。

- 2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、甲から提供された情報について、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 第三者に提供をしてはならない。
- (3) 委託業務上必要とされる範囲を超えて複写又は複製してはならない。
- (4) 事故が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- (5) 甲から提供された情報並びにその複写及び複製は、厳重に管理し、必要に応じて適切な保護技術を施さなければならない。また、必要でなくなった場合は、直ちに再利用不可能な状態にした上で破棄しなければならない。
- (6) 甲から提供された個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。
- (7) 情報の授受及び搬送、情報を利用する作業の場所、範囲、内容、責任者等については、甲の指示に従うものとする。

(不可抗力等による中止)

第 19 条 台風・地震・火災などの自然災害、インフルエンザなどの感染症の流行・拡大、戦

争、テロ行為、暴動、行政措置などの不可抗力及び両当事者の責めに帰すべからざる事由に起因して、甲及び乙が本件業務を実施できないと判断した場合、甲及び乙は協議の上、本件業務の日程を調整するものとする。

(事故発生時の報告)

第20条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(事情変更による解除)

第21条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始会社更生手続の開始若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。

(3) 銀行取引を停止されたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(6) その他この契約を継続することができないと甲が認めるとき。

2 前項の規定による解除により乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により契約の解除があったときは、前条第2項の規定を準用する。

(契約不履行)

第23条 乙は、この契約に基づく義務の遂行を理由なく怠り、又は中止してはならない。

2 前項の規定に該当することにより乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

(権利の帰属)

第24条 本契約に基づき、乙又は業務従事者等が作成し、又は得た成果その他委託業務を実施

する上で作成した一切の記録、資料等（以下「成果物等」という。）についての一切の権利は甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の書面による承認を得たときは、成果物等を使用し、若しくは複製し、又は公表することができる。

（情勢変更の場合の措置）

第 25 条 契約締結時において予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化により、委託料が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して委託料を変更することができる。

（損害賠償）

第 26 条 甲は、第 22 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

- 2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 27 条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解除することができ、解除により相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。

- (1) 相手方又は相手方の役員が反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) 相手方又は相手方の役員若しくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

- 3 甲及び乙は、自己が前項各号に該当したため相手方が本契約を解除した場合、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

（契約の費用）

第 28 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 29 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の処理)

第 30 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育委員会教育長

●● ●●

乙 ●●●●

●●代表取締役

●● ●●

別記

特 記 事 項

1 受託者の責務

受託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、委託業務の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託業務完了後、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集し、作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

別記様式

令和 年 月 日

殿

住 所
商号又は名称
氏 名

委託業務実績報告書

令和 年 月 日付けで締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第 10 条の規定により、次のとおり報告いたします。

実施月日	実施業務内容	備考